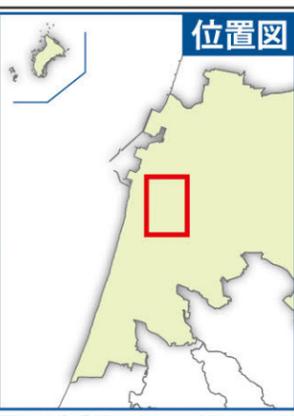
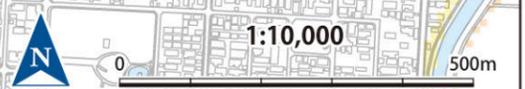


- ### 凡例
- 指定緊急避難場所
津波から緊急的に身の安全を確保するための施設・場所
 - 津波避難ビル
津波から緊急的に身の安全を確保できるよう、市が指定している建物
 - 避難所兼避難場所
指定緊急避難場所と指定避難所（災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった場合などに一時的に滞在する施設。）の機能を兼ねる施設
 - その他の避難場所
 - 市役所等
 - 警察署
 - 災害拠点病院
 - 防災行政無線
 - 避難方向
 - 駅
 - 5.0m 津波最高水位
 - 15分 津波到達時間
(30cm以上の津波が到達する時間)
 - 7.5m 海拔表示
 - 高速道路
 - 国道
 - 鉄道
 - 県道



酒田市 津波ハザードマップ

浜田・若浜・港南・亀ヶ崎地区



- ### 土砂災害（特別）警戒区域
- 土砂災害警戒区域（土石流）
 - 土砂災害特別警戒区域（土石流）
 - 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- ※土砂災害警戒区域・特別警戒区域の位置・形状については、指定告示された区域の資料より二次的に生成したものです。指定区域に係る詳細については県ホームページ等に掲示されている公示図書をご確認ください。



港南地区の方は最寄りの津波避難ビルへの避難も可能です。

- ### 浸水想定区域（基準水位）
- 0.5m未満
 - 0.5m以上3.0m未満
 - 3.0m以上5.0m未満
 - 5.0m以上10.0m未満
 - 10.0m以上20.0m未満
- 要避難区域（バッファゾーン）
- 津波浸水想定区域には該当しないが、津波予測の不確実性を考慮し、酒田市が独自に安全性を考慮して設定した「念のために離れることが望ましい」区域。
- ※山形県沿岸のマグニチュード8.5の地震を想定した旧津波浸水想定区域（平成24年3月）をもとに策定しました。

津波ハザードマップについて

山形県は、令和2年3月に酒田市域に津波災害警戒区域を指定するとともに、基準水位（津波浸水想定の高さ）に、津波が建物等に衝突した際にせり上がる高さを加えた水位を公表しました。これに伴い本市では、従来の浸水想定区域に替って基準水位を表示した、新しい「酒田市津波ハザードマップ」を作成しました。津波災害警戒区域の範囲は、酒田市津波ハザードマップで基準水位が表示されている範囲と同一です。

このハザードマップで日頃から避難する場所などを確認し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話のエリアメールなどから避難情報を入手したときは、速やかに避難してください。